

令和 5 年度からの新制度のお知らせです。

沿道建築物の耐震に関する補助制度拡充のご案内

～ 沿道建築物の所有者さまに朗報です！ ～

本市では耐震診断の義務付け対象となる沿道建築物について、令和 5 年度から新たな補助制度の受付を開始します！

これまでの『耐震改修計画・工事』に加え、『除却工事』についても補助制度を創設しましたので、建物所有者様には耐震性が不足している建築物の今後について、選択肢が広がることとなります。

是非ご活用ください！

【除却についての補助制度】

補助の区分	本市の補助制度		対象建築物
	補助率	限度額	
除却	費用の 11/15	1,100 万円	耐震診断の結果倒壊の危険があると判断されたもの（ランク、 ）
New!			
参考（これまでの補助制度）			
耐震改修計画	費用の 5/6	437.5 万円	耐震診断の結果倒壊の危険があると判断
耐震改修工事	費用の 11/15	2,200 万円	されたもの（ランク、 ）

なお、除却と耐震改修計画及び改修工事の補助制度の併用はできません。また、建築用途によって面積限度額があります。補助制度の詳細は、市の建築政策課にお問い合わせください。

< 相模原市役所 建築政策課 耐震推進班 >

〒252-5277 相模原市中央区中央 2-11-15 市役所第 1 別館 4 階

TEL : 042-769-8252 / FAX : 042-757-6859

e-mail : kensei@city.sagamihara.kanagawa.jp